

## 一般社団法人国際統合リハビリテーション協会理事選挙に関する要項

平成30年 8月15日制定

### (目的)

第1条 この要項は、一般社団法人国際統合リハビリテーション協会役員選出細則(以下「細則」という。)の規定に基づき、国際統合リハビリテーション協会選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)がその運営および細則第2条で規定する理事を選出するための選挙実施に必要な事項を定める。

### (選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。

### (公示の方法)

第3条 細則第5条の規定に基づき行う理事選挙に関する公示は、協会ホームページに掲載するものとする。

2 協会誌「国際統合リハビリテーション協会会報誌」への掲載は、ホームページに公示後、直近に出版される号に掲載するものとする。

### (立候補の届出)

第4条 立候補者は規定の立候補届出用紙(以下「立候補届出書」という。)および推薦書(以下「推薦書」という。)の書式をもって提出を行う。なお、書式については電子メールで事務局宛てに申請をするものとする。

2 立候補する者が提出する立候補届出書は、選挙管理委員会が郵便で提出する日として指定した期日(以下「立候補締切日」という。)までに、国際統合リハビリテーション協会事務局(以下「協会事務局」という。)に必ず書留、簡易書留またはレターパックで提出しなければならない。ただし、立候補締切日を過ぎて到達した場合、消印が立候補締切日以前の日であれば、受理するものとする。

3 選挙管理委員会は、立候補届出書を受理したときは、立候補した者に電子メールで受理した旨の通知をするものとする。

#### (立候補届出書の審査)

第5条 次に掲げる立候補届出書は、無効とする。

- (1)立候補する者が提出する立候補届出書に所定の事項が記載されていないもの。
- (2)認定インストラクター以外の会員から提出されたもの。
- (3)立候補する者が提出する立候補届出書に正会員3人の推薦書が添付されていないもの。
- (4)その他、細則または本要項の規定に違反する記載のあるもの。

2 選挙管理委員会は、前条の規定により、立候補届出書を無効と判断したときは、当該立候補届出者に理由を付して電子メールで通知するものとする。

#### (立候補の取下げ)

第6条 立候補者が、提出した立候補届を取り下げようとするときは、所定の書式により立候補締切日までに届け出なければならない。

#### (候補者名簿の記載事項および記載順)

第7条 候補者名簿には、候補者の氏名、性別、所属支部、年齢、勤務先名(所属機

関・職名)、抱負及び推薦者の氏名、勤務先名、推薦理由を記載する。ただし、勤務先がない場合は、住所(都道府県名および市町村名)を記載するものとする。

2 候補者名簿の掲載順は、第4条第2項の規定に基づき提出された立候補届出書を候補者が郵送した封筒に印字された消印の日付の早い順とする。

ただし、同じ日付が印字された立候補届出書が複数あった場合、当該立候補届出書の取扱郵便局が記録した引受時間の順とする。

3 前項に規定する立候補届出書の引受時間が同日、同時間のものが複数あった場合は、選挙管理委員会が抽選により掲載順を決定する。

4 第3項の規定による抽選の時期および方法は、選挙管理委員会が決定する。

5 第4条第2項の規定に基づき提出された立候補届出書または推薦書に記載不備があり修正を求められた場合、修正した立候補届出書を郵送した封筒に印字された消印の日付をもって掲載順を決定する。

6 候補者名簿は、協会ホームページに掲載するものとし、掲載したときはその旨を選挙権者に電子メールで通知するものとする。

(電子投票システム)

第8条 細則第10条で定める電子投票システムは、投票者の投票内容を公開しないものとし、以下の要件を備えるものとする。

(1) 協会から選挙権者のみに通知したパスワードによりシステムにアクセスして、投票を行うことができるものとする。

(2) 投票は、候補者一覧から投票したい者にチェックする方法で行うことができること。さらに、チェックした候補者氏名が投票画面で確認できること。

(3)投票するため投票画面に掲載する候補者一覧は、次の項目を、本要項第8条第2項で定める順で記載すること。

- ①氏名
- ②職種名

(4)選出定数を越えた投票ができないようにすること。

(5)同一の候補者に2票以上投票できないようにすること。

(6)開票結果は、エクセルにより、全国を通じての得票順のデータを作成できるものであること。

(メールアドレス・パスワード)

第9条 前条第1号の規定により、投票を行うために用いるメールアドレス・パスワードは、国際統合リハビリテーション協会正会員登録でを使用したメールアドレスと、選挙専用で通知したパスワードを用いるものとする。

(投票期間および投票時間)

第10条 投票できる期間は2週間とし、選挙の公示に記載するものとする。

2 投票できる時間は、投票期間の初日の8時30分から投票期間最終日の18時00分までとする。

(電子投票システムの管理)

第11条 電子投票システムの管理は、選挙管理委員所有のパソコンにより、選挙管理委員会が事務局の協力を得て行うものとする。

2 電子投票システムを管理するためのメールアドレスは、正会員として登録したものを使用し、各会員自らが管理するものとする。

(開票)

第12条 開票は、協会事務局で行う。

2 開票は、電子投票システムを管理するパソコンを委員長自らID・パスワードを入力し、作動させて行う。

3 前条の規定による電子投票システムを管理するパソコンを、やむを得ない事情により委員長が作動させることができないときは、委員長があらかじめ指名した委員が作動させるものとする。

(当選者の決定)

第12条の2 候補者の当選は、兼務する勤務先がある場合、主たる勤務先により確定する。

(選挙結果に関する公示事項)

第13条 選挙結果を公示する場合は、全ての候補者について次の事項を記載する。

(1)氏名

(2)性別

(3)支部名

(4)勤務先(所属機関・職名)

(5)得票数

(当選者への通知)

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果を公示した後、速やかに当選した者に、その旨電子メールで通知するものとする。

(異議申し立ての送付先)

第15条 異議申し立てを行う場合、申立人は氏名、会員番号、異議申し立ての内容およびその理由を記載した文書を作成し、選挙結果の公示日より14日以内に協会事務局に到達するように郵送しなければならない。

(総会への報告)

第16条 選挙管理委員会は、総会への報告は選挙結果および細則第12条の規定により決定した当選者を報告するものとする。なお、報告事項は、第13条の規定を準用する。

2 選挙管理委員会は、前項の規定に基づく当選者を総会に報告するときは、次点者以降すべての候補者について、前項の規定に準じて報告するものとする。

(欠員の補充)

第17条 選挙管理委員会は、理事に欠員が生じたときは、理事選挙における次点者を総会に報告しなければならない。なお、欠員数が総員の3分の2に満たない場合は欠員の補充を行わなくて構わないものとする。

(要項の改正)

第18条 この要項の改正は、選挙管理委員会の承認を要する。

附則

この要項は、平成30年8月20日から施行する。